

公益社団法人 日本ダンス議会(JDC)東部総局

シニア昇降級規程

第1章 目的

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンス議会(以下「JDC」という。)が公認し、JDC 東部総局(以下「JDC 東部」という。)が主管する JDC アマチュアシニア競技会における競技会クラス(以下「級」という。)の昇降級の基準を正確に定めることを目的とする。

第2章 適用

第1条 本規程は JDC 東部主管の一般級別競技会及びシニア級別競技会に適用する。

第3章 競技年度

第1条 競技会の年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第4章 認定

第1条 成績は競技会終了後の公式な最終成績とし、級は個人に付与される。

第2条 競技年度内にボールルーム、ラテンそれぞれのシニア自己級、上位級競技会の出場回数の合計が 2 回であった場合、本降級規程内の「期間内に 2 回以上出場」に該当するものとする。

注(1) エントリーが 1 組で JDC 東部総局アマチュア競技規程に基づき開催となった競技会も出場回数にカウントする。

第5章 シニア D 級登録

第1条 JDC 東部アマチュアシニア級を所持しない選手が以下の条件を満たした場合、自動的にシニア D 級を付与する。

- ①JDC 東部総局アマチュア級において D 級を所持している選手が JDC 東部総局アマチュアシニア級別競技会に出場申込をした場合
- ②JDC 東部総局アマチュア級を所持していない選手が JDC 東部総局アマチュアシニア DN 級競技会に出場した場合

第5章 昇級規程

第1条 全ての昇級資格対象の成績は端数切り上げ、最大 6 組までとする。また、昇級資格対象成績の最下位が同点の場合、同点の全組を昇級資格獲得とする。

第2条 (1)シニア D 級からシニア C 級

シニア D 級の選手がシニア D 級競技会に出場し、エントリー組数の 20% 以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。1/2 昇級資格を 2 回獲得した場合、資格獲得の年度末にシニア C 級に昇級する。

(2)シニア下位級からシニアB級

シニアC級以下の選手がシニアC級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2昇級資格を獲得する。1/2昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末にシニアB級に昇級する。

(3)シニア下位級からシニアA級

シニアB級以下の選手がシニアB級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2昇級資格を獲得する。1/2昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末にシニアA級に昇級する。

注(1) エントリーが1組でJDC東部総局アマチュア競技規程に基づき開催となった競技会での昇級資格は全て1/4昇級資格とし、1/4昇級資格二回獲得で1/2昇級資格となる。

第3条 シニアB級以下の選手が、予選、準決勝、決勝が行われるシニア選手権又はシニアA級競技会に出場し決勝に入賞した場合シニア自己級競技会の1/2昇級資格を獲得したものとする。但し、シニア自己級競技会において年度末昇級が決まっている場合はシニア自己級の1つ上位の級での1/2昇級資格を獲得したものとする。

第4条 1/2昇級資格は第9条該当の場合を除き各級別競技会のみの資格とし、上位級競技会で獲得した資格は下位級競技会の資格としては適用しない。

第6章 降級規程

第1条 (1)シニアA級からシニアB級

シニアA級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末にシニアB級に降級する。

- ①シニア選手権及びシニアA級競技会において準決勝1回進出
- ②期間内に2回以上出場

(2)シニアB級からシニアC級

シニアB級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末にシニアC級に降級する。

- ①シニアB級競技会及びシニア上位級競技会において準決勝2回進出、又は決勝1回入賞
- ②期間内に2回以上出場

(3)シニアC級からシニアD級

シニアC級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末にシニアD級に降級する。

- ①シニアC級競技会及びシニア上位級競技会において2次予選進出2回以上、又は準決勝1回入賞
- ②期間内に2回以上出場

注(1) 同点にて準決勝進出の場合、準決勝進出組全てを準決勝進出として扱う。

注(2) 予選がフリーパスで準決勝が行われない競技会の場合、出場組全てを準決勝進出 1/2 とし、同ケース2回で準決勝に1回進出したものとする。

第7章 救済措置

第1条 怪我、病気等で長期間競技会出場が不可能な場合、所定の届出が行われた場合に限り降級を免除する。

第2条 年度内残り2競技会出場のためシニア級を取得した場合、当該年度末での降級を免除する。

第8章 附則

第1条 本規程は、2020年1月1日より施行する。

改訂

2022年1月1日より本規程を改訂する。

2024年1月1日より本規程を改訂する。

2026年1月1日より本規程を改訂する。